

# 観光地域づくり実践プラン

地域の多様な主体が一体となり、ハード・ソフトの連携を図りつつ観光地域づくりに取り組むための計画。観光圏の形成を図ろうとする地域は、実践プランを作成することにより、国土交通省所管の事業・施策による総合的、重点的な支援を受けることが可能。

## 1) 観光圏準備型

観光地域づくりの立ち上げ段階において、関係主体がハード・ソフト一体となって、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。

## 2) 観光圏整備支援型

「観光圏整備計画」を公表している地域において、社会資本整備にあたっての配慮事項を明確にすることで、より効率的・効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。

### 一体的に観光圏の形成を促進

#### 観光圏整備計画

- 内容: 基本方針、目標、観光圏整備事業に関する事等
- 計画期間: 5箇年
- 策定主体: 観光圏整備法第5条の法定協議会

連携

#### 実践プラン(観光圏整備支援型)

- 内容: 社会資本整備における配慮事項等
- 計画期間: 5箇年
- 策定主体: 観光圏整備法第5条の法定協議会又はこれと同等の組織

ソフト系

熟度UP↑

ハード系

#### 実践プラン(観光圏準備型)

- 内容: 観光戦略、事業プラン(ハード、ソフト)等
- 計画期間: 5箇年
- 策定主体: 任意の協議会(市町村又は都道府県、関係事業者、NPO等)

形成段階

立ち上げ段階

# 観光圏準備型と観光圏整備支援型との比較

## 観光圏準備型

観光地域づくりの立ち上げ段階において、関係主体がハード・ソフト一体となって、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。

- ①募集時期: **年度当初**
- ②応募主体: **任意の協議会**（市町村又は都道府県、関係事業者、NPO等）
- ③内容: 観光戦略、事業プラン（ハード、ソフト）等
- ④選定: 第三者委員会による**審査を経て選定**

## 観光圏整備支援型

「観光圏整備計画」を公表（※公表予定でも可）している地域において、社会資本整備にあたっての配慮事項を明確にすることで、より効率的・効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。

- ①募集時期: **随時**
- ②応募主体: 観光圏整備法第5条の**法定協議会**、  
又はこれと同等の組織（法定協議会を目指して活動している組織等）
- ③内容: 社会資本整備における配慮事項等  
（※観光圏整備計画で「基本的な方針」等が示されているため、観光圏準備型と比べて**様式内容を簡略化**）
- ④採択: 第三者委員会への**報告のみにより採択**

### 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（H20.7.23）

…国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等への配慮を行うにあたり、…（中略）…

**「観光地域づくり実践プラン」**等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。